現 行

- 4 - 9 - 4 - 3 リスク管理債権額の開示

(1)(略)

(2)開示区分

• (略)

貸出条件緩和債権

イ・ロ. (略)

八.過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株 式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情 勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債 務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に 対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保 されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常 先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しな いことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画 (注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている 場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩 和債権には該当しないものと判断して差し支えない。 改 正 後

- 4 - 9 - 4 - 3 リスク管理債権額の開示

(1)(略)

(2)開示区分

・(略)

貸出条件緩和債権

イ.・ロ. (略)

八.過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株 式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情 勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債 務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に 対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保 されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常 先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しな いことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画 (注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている 場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩 和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者 が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合 であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を 行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込み があるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行

改 正 後

(注1)・(注2) (略)

(注3)中小企業再生支援協議会が策定支援した<u>再生計画及び</u>株式会 社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構 法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2 項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満 たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本 的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4) (略)

(新設)

<u>件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u>

(注1)・(注2) (略)

(注3)中小企業再生支援協議会が策定支援した<u>再生計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項)をいう。)に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u>

(注4) (略)

(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。